

「気候変動に強靱な債務条項」を円借款に導入する
パイロット・プログラムの開始について

令和6年11月13日
外務省国際協力局
財務省国際局
国際協力機構企画部

1. 政府及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、太平洋島嶼国のような気候変動の影響が最も深刻な国々にとって、自然災害が大きな脅威であるという認識から、災害時に借入国が債務返済を一時的に繰り延べることを可能とする、気候変動に強靱な債務条項（Climate Resilient Debt Clause；CRDC）を導入するためのパイロット・プログラムを開始いたしました。
2. 日本は、本年5月の日・太平洋島嶼国財務大臣会議において、CRDCのパイロット・プログラムの立ち上げを表明しました。G20財務大臣・中央銀行総裁会議においても、CRDCの導入が積極的に議論されています。
3. このプログラムで導入するCRDCは、気候変動の影響を含む自然災害に脆弱な国々を対象として、一定規模の台風または地震*が発生した場合に、債務の返済を最長2年間繰り延べる仕組みであり、JICAによる円借款に対し、パイロット・プログラムとして導入します。これにより災害時に資金の流動性を速やかに確保することで、被災国の負担緩和を目指します。
4. 対象国は、キリバス共和国、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、バヌアツ共和国、ナウル共和国、ニウエ、パプア・ニューギニア独立国、パラオ共和国、東ティモール民主共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モルディブ共和国、ブータン王国の16か国です。
5. 対象となる債権はJICA円借款による新規貸付であり、繰延前後で債権の平均残存期間を維持するような方法で、償還スケジュールを組みなおします。元本及び利子を最長2年間繰り延べます。

* 対象となる自然災害は、以下を満たす台風及び地震です。

台風は、国際的に用いられている持続的な風速に基づいた5段階尺度で、カテゴリ-3以上である最大風速時速178km（1分平均計測の場合）以上、又は時速119km（10分平均計測の場合）以上。地震は、マグニチュード7.0以上、かつ、震源の深さ175km以内。